

第四篇 いわゆる国体論の復古的革命主義

第十三章

まさしくその通りである。それならば、どうして皇統は万世一系であるのか。日本民族はよく忠を尽くし、万世一系の皇統を奉じてきたという従来の天動説を打倒し、乱臣賊子は歴史を挙げての大多数であり、二、三のわずかな例外が皇室の忠臣、義士であるという以上の解釈が正当ならば、どうして皇統は万世一系であるのかという反問は十分に理由がある。

この万世一系の解釈は、単に歴史解釈として重要であるだけでなく、現在の国体及び政体を研究する憲法学にとって、非常に見過せないものである。もちろん、イギリスの憲法がその憲法史を知ることによってのみ理解できるというほど、あからさまに日本の歴史を知ることによって現代日本の憲法が直ちに解釈できるとは言わない。しかしながら、西洋文明に接して、西洋の憲法を取り入れて現憲法が作られたとしても、国家は直訳的な衣服を身につけたということによって骨格まで変わるのではない。今の君主主権論を取る者が天皇を主権の本体とし、また国家主権論を取る者が天皇を唯一の最高機関とするのは、ともに等しく憲法解釈の根底である日本の歴史について、従来の天動説という迷信を信じているからである。

13-1 「天皇」という文字内容の進化

皇統はどうして万世一系であるのか。この説明は依然として血統主義と忠孝主義による¹。そして皇室は他の貴族階級の君主らと異なり、後世になるに従って希薄になったものの、神道的信仰の勢力によっていたのである。

我々は、先の憲法論において説いた「天皇」という文字の内容の進化ということに注意しなければならない。つまり、歴史が書かれるようになった時代に入っていない原始時代は、日本の国土の上に無数の家族団体が散在し、皇室はその近畿地方における家族団体の家長として神道の信仰によって立っていた。これは先に詳説した、文字もなく、数の観念も曖昧で、今の未開人と大差のない生活をしていた千年間と伝説的に語られる時代のことである。三韓との交通によって文字を得るまでの千年間と伝説的に語られる間は、人口も非常に少なく、単に皇族だけでなく、臣、連などの諸一族も後世が想像するほどのものではなかった（日本の歴史があつて以来の大歴史家『二千五百年史』の著者²は、当時のそれ

¹ 原文では、「この説明は依然として系統主義と忠孝主義となり。」となっているが、これでは文章が不完全である。よって意識した。

² 竹越与三郎のこと。

らが単に後世の君主貴族の萌芽であることを表すため、様々な大一族の中でそれら大一族が次第に強大になっていったと説いた。そして当時の生活が純粋な原始人の生活だったことを豊富な事実によって示した。しかしながら、その彼が日本の歴史を「二千五百年史」と名付けたことを惜しむ³。三韓からの移住者の多くは、九州や中国地方で独立し、もしくは独立した村落に属し、未だ近畿に入って帰化人となるほどに至っていなかった。九州も、東北も、また神武の通り過ぎたと伝説的に語られる中国地方も全く独立した原始的村落であって、雄健な皇室の祖先の一家が清らかな血液によって祖先教の下で結合し、それによって近畿地方と被征服者の上に権力者として立っていたのである。

このようなことから、当時の「天皇」の意義はそれが贈り名された時代、あるいは今日の天皇を指して言う「天皇」と全く内容を異にしており、一族宗家の家長として祖先を祭る時の祭主という意味なのだ。——これは、「天皇」の内容が未だ進化していない第一期のことである。先に説いたあの神武天皇の結婚（伝説の全てを完全に無意味なものとしなければ）から、その時代における天皇の政治的、社会的地位を見ればそれでよい。崇神天皇が祭祀の費用として熊の皮や鹿の角を徴収したことを見ても、今日の実天皇と全く意義の異なる神道の祭主であることを察するにはあまりあるだろう。そして、天照大神の霊は死なずに存在するという祖先教は、それに対する忠と孝を一致させ、血統によって覚醒をつないだ社会意識は、一家族団体だけを社会と考え、他の家族団体を排斥する君臣一家の素朴な団結のために本家（その一家族団体内において本家という意味であるから、注意しなければならない。）である皇室を至上命令の主体として服従したことは言うまでもない。

つまり、祖先教、君臣一家、忠孝一致といったものはどんな民族にも共通した社会進化の第一期であり、日本民族も等しく原始時代の社会組織をそれによってつなげていたことは疑いのないことなのである。皇室の地位は決して今日の進化した時代になぞらえることのできるものではないにもかかわらず、当時の原始宗教によって奉じられたことは明らかに事実である（だから、穂積博士の神道的憲法論は進化の法則を逆転させ、今日まで進化した天皇を原始宗教の時代の天皇に退化させ、日本国を封鎖して外国人の帰化、入籍を拒絶し、民族の血管の中を流れている異人種の血液を入れ替える時には可能な革命論である）。

しかしながら、進化の法則は原始宗教の祭主であった「天皇」の内容を進化させ、第二期に入った。つまり、日本の社会それ自身の進化と、さらに進化した社会と三韓文明と交流して、それを継承した後の天皇は、全ての権利が力の強さで決定されていた古代において最上の強者としての命令者であるという意味を持つ段階に進んだ。——我々はこれ以後の古代、中世を通じて「家長国体」とし、藤原氏が滅亡するまでに至る間の君主国時代を法理上「天皇」が日本全土、全人民の所有者としての最上の強者であったという意味を持つ段階に進化したものとする。

³ 著作集の原文には、ここにカギ括弧は存在せず、この括弧の終わりがどこなのかかわからない。しかし意味としては、ここまでが括弧書きと推定される。よって、ここに括弧を補った

まさに、三韓と交流するとともに、日本民族は第一革命を成し遂げた。もちろん、古典が出現する数百年前であるという三韓との交流——同じく伝説的に語られる年代であるから、革命が急速に成し遂げられたのか、徐々に成し遂げられたのかは想像する根拠がないが、とにかく外国との交通はあっただろう——によって無数の帰化人種と血液も混合し、征服された奴隷との階級的な格差が恋愛のアリ穴から崩れ始めた。

さらに、人口増加によって血統、家筋の混乱を来したため、家族単位の社会組織は決して原始時代のような純潔を維持できなくなった。そしてこの動揺をさらに大きなものにしたのは、原始宗教よりもはるかに進化した儒教と仏教であった。殊にその最も高く進化した仏教は、たとえその当時の国民に心底信仰されたか、はたまた単に偶像教として取り扱われたか（もちろん、後者であろう。進化は飛び越えてなされるものではなく、あまりにも格差のある高級な信仰は、次第に原始宗教を脱却しつつあった程度の当時に理解される理由がないからである。）にせよ、仏教という進化した宗教は、まず上層階級から未開な神道を駆逐した。そして「天皇」は神道の祭主として立っていた意義を完全に一変させなければならないようになった。

こうして、蘇我対物部の旗印の下で宗教闘争は行われた。我々は信じている。宗教闘争は皇室そのものの内部を二つの軍に分けたと。蘇我氏に奉じられた者、もしくは物部氏に奉じられた者だけでなく、仏教に立つ蘇我氏は神道に立つ崇峻天皇を、尊敬すべき理由であった信仰を異にすることから暗殺し、仏教に立つ聖徳太子は情けの涙を因果の法則の中に押し込め、仏教党の勝利を強いて詰問する理由を認めなかった。下手人である駒が君臣一家の血縁の関係のない漢人種であったことなどから、いかに「天皇」が祖先教の下で団結した家長として立てないほど社会が進化していたかを見よ！ そして両教徒は各々その良心の衝突を強大な力に基づいて決定した。

強大な力そのものは善ではなく、単に力であると言っても、善でないものに力はない。神道は原始時代においては善であったが、先代の善が現代の善によって悪とされ、現代の善もまた後代の善によって悪とされる。それと同じく、善悪とは所詮進化の過程のものにすぎないのである（『社会主義の倫理的理想』及び『社会主義の啓蒙運動』において、階級的良心及び階級闘争を説いた所を見よ）。だから、今日社会民主主義に力がないのは、未だ社会の良心に善と認められることが少ないためである。それと同じく、当時仏教徒の蘇我氏が皇室より多くの力を持っていたのは、その私有地、私有民の経済的勢力に基づいた政治的勢力であるとともに、仏教の善が神道の善に打ち勝てるほど祖先教の信仰が減退していたからである。

しかしながら、強大な力による決定は火薬の煙が上がる平野⁴もしくは議会の演壇、大学の講座においてなされることがあるとともに、また等しく刺客の短刀、革命党員の爆弾によって決定されることがある。英雄的な天智天皇は後者の道を選び取り、自ら進んで一太

⁴ 原文では「硝煙の平野」となっている。「煙」は「煙」と同じ意味である。「硝煙の平野」というのはわかりにくいですが、平野で戦争をすることを意味するのだろう。

刀を浴びせ、直ちに儒学に基づく国家主権論を宣言した。

おそらく彼はあまりにも高尚な理想家だったのであろう。彼は原始宗教を信じず、その上に天皇を祭主として置かなかつた。また仏教を偶像教に変化させ、土や木の偶像の代わりに銅の仏像や金の仏像に手を合わせればよいとする後の藤原氏が支配する朝廷のようでもなかつた。彼は国家を最終目標とし、天皇は国家の利益のために（人民のためにとということとは別問題である）最高機関として存在するとの理想を示した儒教をそのまま実現しようとした。

しかしながら、これはもちろん不可能なことであつて、彼の死とともに社会進化の原則に従い、国家が天皇の利益として取り扱われる君主主権の家長国となつた。蘇我一族を倒した皇族は、功勞のあつた家臣藤原氏とともに、強者の権利によって、「天皇」は全人民、全国土の所有者であるとするようになった。これは「天皇」の意義が進化した第二期のことであつて、君主国時代に入ったことを示している。

そしてこうした家長国においては、天皇は国家の利益のために存在するものではなく、国家が天皇の目的を満たす手段として取り扱われた国体であるから（先の法理論を見よ）、国家を分割し、相続し、贈与することは、所有者である天皇の自由な財産の処分なのである。あのヴィクトリア女王が婚姻後も皇位を自己の所有物として相続させたり、贈与したりできなかったのに対し、かつての孝謙天皇は国家という財産を道鏡に相続させようとした。これは、そのことを端的に示している。このようなことは、今日の思想によってさかのぼって批判すれば、両者⁵ともに理解できない行動であるが、当時の天皇の権利として孝謙天皇の行為は違法ではない。道鏡にとつても（後世の歴史家が言うように、そこに愛が行われていたとするならば）我々が考えるほど無謀なものではなかつた。殊に、孝謙天皇は天智天皇の弟の子孫であり、道鏡は天智天皇の第四子の子孫であるから、ともに血統主義の時代において、その愛は決して背徳ではないと推論できる。

13-2 血統主義の両面

我々は先に、皇室を攻撃、迫害したものを血統主義であると言つた。道鏡は血統の誉れと愛の連鎖により、同じ血統で同じ枝であるという平等観を最初に目覚めさせたものである（これは、後世の歴史家によって大逆無道であると称される理由であり、穂積博士らの君臣一家論が大逆無道な道鏡の論理と同じである理由でもある）。そしてこの血統主義による平等観が最も著しいものは、後に至つて「予は桓武天皇の末裔である」と言つた平氏の将門が現れ、「予は清和天皇の末裔である」と言つた源氏の足利義満が現れたことである。

しかしながら、こうした血統主義は一面で同じ血統の者に対して平等観を導き出したとともに、自己よりも劣つた、もしくは優れた血統の者に向かつては階級的であつたことは言うまでもない。——だから我々は信じている。血統主義は皇室を攻撃、迫害するとともに、

⁵ 「両者」について、一つは孝謙天皇が道鏡に皇位を譲ろうとしたことだろうと思うが、もう一つは何を指しているのだろうか。「理解できない行動」という語句からすると、ヴィクトリア女王のこととは解釈しにくい。

また皇室を維持した理由にもなったのだと。そして神道の信仰が今日においてもなお道理に暗い男女の間において（穂積博士も木造の生殖器を礼拝するというならば、大学教授の間においても）、惰性の力としての勢力が残るように、社会の進化は、はっきりと区別できない。

天智天皇の大革命により、儒学により、仏教によって神道の勢力は大いに削られて進んできたにもかかわらず、なお古代及び中世を通じての一勢力であったことは疑いようもない。特に排外的信仰である点において、長い間を海洋で封鎖された日本民族にとっては、神道の信仰はあたかもユダヤ教と等しい意味合いで国家起源論として考えられた。我が民族だけ特別な神の子であり、他は野蛮な異民族であるという信仰は、全ての民族がつい最近まで維持してきた信仰であったように、日本民族も等しくこうした信仰の神道を幕末に至るまで脱却することができなかった。そしてそれが尊王攘夷論となり、さらに外国人は猿から進化したものだが、日本人は神の人であるという進化論の拒絶を呼び起こし、穂積博士の憲法論となり、その余波を今日にまで波打たせているのだ。

そしてこうした神道の信仰から生じた攘夷論が信仰の経典によって尊王論と合体したように、こうした国家起源論があるうちは、国家の起源とともに存在すると信仰されている皇室に対して平等主義が制限されることは想像できるだろう。加えて、血統の尊卑によって社会の階級組織が決まる血統主義が広まっていた古代、中世であったのだから、優雅であった皇室が理由もなく侵されない位置にいたことは簡単に想像できるだろう。

あの藤原氏において、その族長の下で忠孝主義を奉じていた家族らは、その族長の命ならば内閣全員のストライキをも憚らなかったにもかかわらず、なおその族長がその団結した強大な力を率いて皇位を奪うには至らなかった。これはまさしく皇族という大一族が最も尊い血統の直系の子孫であるとされていたからである。藤原氏がこの尊い一族の戸主の上に後見人として立ち、好き勝手な乱臣賊子の働きをしたことは事実であり、また血縁的恩愛の連鎖から当然のことであった。藤原一族が繁栄して各分家が互いに後見の地位を争うようになった時も、その方法は皇后を自分の血液から出し、その血液を持つ皇后によって産まれた自己の血液を持つ天皇となる者を自分の家に連れて来て養育し、他の競争者よりも濃い血縁関係に立つことにすぎなかった。自分の血統を壺切の剣で表し、皇位継承権の要素としたことは、道鏡の行為をある程度事実にしたものであるが、血統主義の階級国家時代においては自分が誇る血統、自分が尊崇する血統は他から侵されないし、また侵してはいけないと考えた。そのため、藤原氏という血統の誉れによって他のあらゆる下層階級の上に特権を保つとともに、その特権が無視されない、もしくは特権の要求が排斥されない場合には、皇室という血統の誉れに取って代わろうとするようなことはなかったのだ。けれど、特権に限界はなく、要求は満足とともにまた要求される。だから、血統主義は藤原氏に乱臣賊子の働きをさせる理由となるとともに、全てを譲歩した皇室は等しく血統主義により、藤原氏全てを道鏡にすることを免れさせた。

それ以降も同じである。平氏は天皇、法皇を幽閉したが、天皇、法皇を害することはな

かった。義仲がおごりに満ちたことを口走ったが、なお彼は法師にも子供にもなることができなかつたことは、その平氏とか、源氏とかいう血統を誉れとする血統主義の良心が、他に対して自己を誇らせるとともに、自己以上の血統を持つ血統に対してある程度の憚りを生じさせざるを得なかつたためである。

彼らの臣下である家の子、郎等及び他の土豪らが彼らに対する忠孝主義のために天皇の軍門に至り、長つたらしい名乗りを挙げて血統の誉れを弓矢よりも先に戦わせていた⁶中世思想があつた頃は、院宣が義経⁷の脅迫によるものだと弁解するために来た院使にさらなる脅迫を加えて返した頼朝に、たとえ形式ではあれ、従二位征夷大將軍を拜させたのである。加えて、高貴な仏教が中世の鎖国的思想にとらわれて、原始宗教の八十万神を仏が仮に姿を現したものとすることになってからは、純粋な無信仰の高師直などでなければ、理由もなく迫害を加えることを敢えてしなかつた。

13-3 中世の天皇は「神道のローマ法王」であつた

我々はまさにこう考える——中世史の天皇は、所有する土地と人民の上で家長君主となつていたとともに、全国の家長君主らの上で「神道のローマ法王」として立つていたのだと。天皇という言葉の文字の形態、発音によって古今で同じものだと推測してはいけないという注意は、歴史的研究者にとって最も必要である。有賀博士などは、天皇とあれば全て古今で同じものであつて、内容が進化しないものであるかのように考えるので、また征夷大將軍という大将の文字を見て今日の陸軍大将ほどの意味で解釈する。当時の征夷大將軍とは、所有する土地、人民の上で全ての統治権を持つており、それはあたかも天皇及び他の群雄諸侯らがそれぞれの土地、人民の上で家長君主として君臨し、それぞれ統治者となつていたのと同じである。ただ、異なる所は神道のローマ法王としての天皇によって王冠を授かる「鎌倉の神聖ローマ皇帝」だつたことである。

完全な比喩として用いるものではないが、各国の歴史があらゆる出来事においてぴったりと合うものではないから、日本の中世史がヨーロッパの中世史と少しも異ならないといふのではない。例えば、ヨーロッパのローマ法王は純粋にキリスト教によって立つていたのに対し、神道のローマ法王は神道の信仰以外に他の家長君主らと等しく、所有する土地、人民の上で統治権を振るつていた⁸。そして全人民、全国土の所有者であつた君主国時代を回顧し、常に他の家長君主らと抗争してつたことなどは、これをよく示している。しかし

⁶ 鎌倉時代には、まず戦いの前に武将同士が戦鬪に現れ、「ヤアヤア、我こそは…」と語り始め、自分のこれまでの軍歴を述べたといふ。それが終わつてから初めて戦に入るものとされてつた。そのため、元が襲来した時にもこれを正直に行つて殺されてしまつた武将が何人かいたらしい。

⁷ 原文では「義仲」となつてつるが、義仲の脅迫で出つたとは聞かない。義経の誤りであろうと思ふ。後白河法皇が頼朝追討の院宣を出つたのは、義経に懇願されたからである。義経は、「院宣を出してもらえないならば、ここで腹を切る」と迫つたため、後白河法皇はやむを得ず院宣を出つた。

⁸ この一分の趣旨は明確でない。家長的な性格を持つてつたという点は相違点であろうが、ローマ法王も中世は領土を持ち、世俗に権力を振るつてつた（アレクサンデル六世やユリウス二世など。）ので、統治権を行使してつたという点に違いは見られない。むしろ、西洋のローマ法王との違いとしては、神道のみならず、仏教も信仰してつたことも挙げておくべきだろう。

ながら、とにかくこの「神道のローマ法王」と「鎌倉の神聖ローマ皇帝」、そして他の群雄諸侯と言われる「各国王」というものを骨格として日本の中世史を編まなければ、貴族国時代の日本はただ不可解として国体論の戸棚に押し隠す他なくなってしまう。

ところが、古今全ての歴史家という者は、ことごとく国体論によるさかのぼった叙述を行い、征夷大將軍を天皇の家臣と位置づけ、群雄諸侯などを陪臣⁹と名付け、武門がのさばっていると怒り、陪臣の専横と罵るにすぎない。——道理に合わないことが千年間も続くとは、どういう思想に基づいて考えたことなのか。こうした未開人の村落の考え方を維持したままであるから、どんな民族も一度は経験する貴族国時代の中世史をむやみに戦や討伐の合戦物として扱い、それを継承した近代日本を全く理解することができないのである。

旧教の信仰が盛んであったうちは、ローマ法王は雪が降る中で門前に神聖ローマ皇帝を立てて屈服させた¹⁰ように、「神道のローマ法王」も純粋な原始信仰を維持していた間は、神聖な壇の上から世俗の権力を振るい、源氏の祖先義家のような征夷大將軍¹¹を支配した（もちろん、藤原氏が滅亡する¹²までの間は、我々が君主国時代と名付けたように、天皇が第一の強者であった点からもわかるだろう）。しかしながら、旧教の信仰が衰え、神聖ローマ皇帝の権力が各国王とともに強くなり、ついに政治権力によって法王の冠を犯したように、「鎌倉の神聖ローマ皇帝」は神道の信仰が盛んでなくなってくると、「神道のローマ法王」を自由に改廃するようになった。

神聖ローマ皇帝にローマ法王が冠を与えなければ、その尊厳を保つことができなかつたように、「神道のローマ法王」から征夷大將軍の冠を与えられることによって「鎌倉の神聖ローマ皇帝」が飾られたことは、神道の信仰の勢力があったうちは事実であった。それどころか、將軍、大名などはあたかも今のドイツ皇帝がそれ自身の虚栄心のために、今なお神聖ローマ皇帝の冠を望んでいるように、神道の信仰が大いに力を落とした後もなお朝廷からの叙位、叙爵を喜んでいたことは事実である。けれど、朝廷はグレゴリウス七世のようにならず、大いに優雅であって、戦国時代には窮乏し、徳川氏に至ってはさらに絶え間ない幽閉をされていた。そのため、「鎌倉の神聖ローマ皇帝」あるいは「各国王」の虚栄心を攻撃し、彼らの強大な力に触れるようなことはなかつた。あの足利義満が太政大臣になろうとする要求を拒絶した時なども、「神道のローマ法王」の側から譲歩し、自らアマノヤネノミコトの末裔¹³であると称し、血統を神代に求めた卑しい身分の出である秀吉（だから君臣一家論者は、あの天下を取って「王になろうと思えば王に、帝になろうと思えば帝になれる」と言った権利を承認しなければならぬ。）にまで摂政、関白に任じることを拒絶しなかつた。

⁹ 陪臣とは、臣下が抱える家臣のこと。

¹⁰ カノッサの屈辱のこと。

¹¹ 義家はあくまで陸奥守にとどまっており、征夷大將軍の地位にはついていない。北は義家も征夷大將軍だったと誤解していたのだろうか。

¹² 藤原氏そのものは滅亡していないから、この表現はもちろん誇張で、「権力を失う」という意味である。

¹³ 秀吉は当初源氏の末裔と称していたが、後に藤原氏の末裔だと称するようになった。

もし中世史の天皇の内容が古代の天皇と等しく天下の所有者という意味であったならば、力の強さが全ての権利を決める正義であった時代において、「予は予の力で天下を取った」との秀吉の宣言は、天皇その者を否認するものになってしまう。しかしながら、歴史上の事実はそうではない。当時の天皇¹⁴は、たとえ衣食が欠乏する状態に陥るほど土地、人民を失っていたとしても、「神道のローマ法王」としての榮譽を傷つけられなかったから、彼ら強力な者とは無関係な別世界でそれ自身の存在を継続させていたのである。

もちろん、社会の進化とともに原始宗教の信仰が次第に衰退していくことは言うまでもない。北条氏の両統迭立という苦肉の策は禅宗の学問によって神道のローマ法王に対する尊崇を薄らげた証だとか、また徳川氏の残忍で冷酷を極めた絶え間ない幽閉と強制的な讓位が儒学によって等しく正当化されたなどと断定すべき根拠はないのである。しかしながら、その勢力が衰退したにもかかわらず、足利氏は北朝を立てて自ら神道のローマ法王とならず、群雄戦国の貴族らがまた自ら天皇と称しなかったのは、「天皇」の内容が中世史に入って天下を所有する強者という意味とは全く違う意味での「神道のローマ法王」になっていたからである。

キリスト教のローマ法王がヨーロッパの神聖ローマ皇帝によって改廃されるようになったのと同じく、神道のローマ法王は鎌倉の神聖ローマ皇帝によって、中世史の千年間を通じて極度の自由に基づいて改廃されるようになった。しかしながら、ヨーロッパの神聖ローマ皇帝が自ら進んでキリスト教のローマ法王の位を奪ったことはなく、またその必要もなかった。それと同じく、神道のローマ法王が、天下を取って最上の強者となることを目的としていた鎌倉の神聖ローマ皇帝によって位を奪われなかったことは、各々存在意義を異にしたことにより、それをする必要がなかったからである。天皇という文字の内容を歴史の進化に従って決定しなければ、古代の天下の所有者という意義の天皇と、「予は予の力で天下を取った」と公言し、天下の全てから「天下様」¹⁵と仰がれた将軍が並存¹⁶していたことになり、理解できなくなってしまうのである。

もちろん、我々は天皇の希望として、神道のローマ法王である以外に、なお古代のように天下の所有者であろうとして努力したことがないとは言わない。しかしながら、希望と歴史上の事実は別問題である。平将門は天皇の末裔であることを理由として他の末裔である天皇に取って代わろうとする希望を持っていた。しかしながら、歴史上の事実はもちろんそうっていない。天皇に代わることはできず、反逆者の名を負わされて後の貴族国の前に陳勝・呉広¹⁷と同じ任務を尽くしたにすぎなかった。

力の強さが全ての権利を確定していた古代及び中世においては、大きな権利の獲得には

¹⁴ 原文では、「当時の天皇の意義は…」となっているが、文章の述語部分で「意義」について触れておらず、文章がねじれている。よって、「意義」は訳文に反映させていない。

¹⁵ 江戸時代における将軍の異称。他には、「公方」という呼び名がある。

¹⁶ 原文では「^{ふたつ}双ながらなる」となっているが、現在では一般的な表現ではないので、意識した。

¹⁷ 陳勝と呉広は秦の時代に反乱を起こした指導者。この反乱は秦によって鎮圧されるが、秦滅亡のきっかけとなった。そのことから、「陳勝呉広」という言葉は、ある事のさきがけとなることを表す。

大きな力が必要であった。古代の天皇を見よ。九州の辺りから畿内の端までを征服していた神武、一つの剣だけで虎と龍の間を駆け回ったヤマトタケルノミコト、恐れて震えている家臣を尻目に、自ら飛び出して剣を振るって最強者を切り殺した天智天皇、こうした大きな力を基礎としてこそ大きな権利の君主国時代があるのだ。——権利思想は時代の進行に従って進化する。もしフランス革命及び維新革命時代のように、貴族階級の強大な力による略奪を中世の権利ではないと否認するならば、そのさかのぼった否認はさらに古代史にさかのぼり、当時の天皇そのものに対して恐ろしい結論を出すことを余儀なくされることになる。

こうしたさかのぼった批判をしてしか歴史を理解しないから、雄略天皇が持っていた当然の権利を無視し、暴逆無道であると言い、孝謙天皇が権利として行使しようとしたことを、女性であることによる溺愛であるかのように考えるのである。——我々は、古代の天皇における絶対無限の権力が強大な力に伴う絶対的な権利であったと強烈に主張する。そして中世の天皇が、神道のローマ法王としての万世一系を保っていたことを、貴族階級が乱臣賊子であったという事実によって誰よりも強烈に主張する。

ああ国体論者よ。この意味における万世一系は、国民がよく忠を尽くしてきたとおごりに満ちて述べる恥知らずの国体論者の顔に対して加えられる大金槌である。天皇は深く厚い徳を持って全人民、全国土の上に統治者として立つことを要求した。それは、まさしくいかなる迫害の中でも、衣食の欠乏に陥った窮迫の間でも、寝ても覚めても忘れない要求であった。ところが、国民は強大な力に訴えて常にこれを拒絶したということが、その金槌である。

何が国体論であろうか。こうした歴史を持つ国民がよく忠を尽くし、万世一系の皇室を奉じてきたと言うならば、義時も尊氏も大忠臣、大義士であり、楠公父子¹⁸に何の面目があるのか。ある者は言うだろう。「しかしながら、万世一系の皇統に刃を向けなかったではないか。」と。——もう一度言おう。何が国体論であろうか。これは、国民の全てがことごとく乱臣賊子に加担し、天皇にそうした要求の実現を絶望的にさせていたからである¹⁹。こうしたことをしていても忠誠を誓って皇室を奉じていると言えるならば、北条氏の両統迭立と徳川氏の絶え間ない強制的な譲位は何よりも忠誠を誓って万世一系を奉じていたと言える。幽閉によって安全が確保された中で、どうして血統が断絶するであろうか。

問題は万世一系の継続そのことではなく、どうして万世一系が継続したかという理由にある。——こうした理由によって続いた万世一系は、まさしく乱臣賊子が永続的かつ絶え間なく存在したことを表すにすぎず、忠誠を誓っていたと強弁する国体論者は、皇居の門前に謝罪をして死罪を待て！ どうして奉じていたと言えようか。日本民族の性格は、ルイ十六世を斬殺したフランス人と同じであると言われているのではないか。ただ、皇室が日本

¹⁸ 楠木正成を大楠公、楠木正行を小楠公と呼ぶ。

¹⁹ 要するに、「統治者として再度君臨する望みを完全に絶たれていたため、天皇は刃を向けられるほど危険視されていなかった。だから、刃を向けなかったのだ。」ということだろう。つまり、万世一系として続くことができたのは、そのような危険にさらされないように生きざるを得なかったためだということである。

最高の強者であった間は、二、三の者を除き、多くはルイ十四世のようにはならず、ほとんど良心を至上命令として儒教の国家主権論を政治道徳として遵守し、皇室の権利が他の強者の権利によって圧迫された時には雅やかな詩人として政権の争奪戦の外にいて、傍観者となっていたためである。万世一系は皇室の高尚な道徳をはっきりと表したものであり、それを誉れとすることができるのは日本国の中で皇室を他にしては一人もいない。国民にとっては乱臣賊子であったことを表白するものなのである。

チャールズ王²⁰のように、政権に対する欲望によって義時に対抗していたと仮定せよ。義時がクロムウェルとならないと断言できる者がいようか。明らかに降伏する態度を示して東軍を迎えたにもかかわらず、全国民の一人として死よりも苦痛を与える流罪から三帝を守ろうとした者はいなかった。これは、外国から干渉の口実をなくすためにやむを得ない措置であったとはいえ、わずか一票の差で死刑を決したフランス国民よりもはるかに残忍な報復ではないか（私は今なお故郷にある順徳帝の陵墓に行くたびに、詩人²¹の断腸の苦しみを思い、涙が流れる）。

力の強さが所有権を決定していた時代は、いわゆる切り取り強盗は武士の習いであったから、ここからは強盗に例えさせてもらう。強盗が刃を振るうのは財布をとる目的によるのである。財布を得た後になお刃を振るうことは、殺人狂でなければいけないものである。そうではない！ 既に財布を十分にふくらませて持っている切り取り強盗の子孫は、財布を遠い昔に失った者に向かって殺人狂となっているのではない。頼朝は巧妙な脅迫をした強盗であり、義時は凶器を持った強盗である。北条氏、足利氏、徳川氏といった創業者の事業を固く守った將軍らは、祖先の強盗によってふくらんだ財布を相続し不足のない裕福な長者である。彼らは全て成功した強盗であった。しかしながら、どういう理由から強盗が同時に殺人狂となったり、裕福な長者がまたそうなったりしなければならないのか。

まさに、一度強盗が手に入れた財布は、強盗の子孫に世襲財産として伝えられ、数百年の経過した後には今日の法律においてさえ時効によって盗品が神聖な権利となるように、時の国民によって明らかに犯してはいけない権利とされた。先の所有権者であった天皇は、あたかも今日数百年前の田畑の持主が忘れられているように、全く記憶に存在していなかった。だから、「天皇の御謀反」という言葉があるのだ。そして世襲の財布は、またさらに他の強盗の刃によって強奪され、強盗は直ちに自分の強大な力によって権利を設定する。だから秀吉は、「予は予の力で天下を取った」と言ったのだ。

強盗の社会においては、他の強盗が一人の強盗の財布を強奪したその夜から権利を認識するように、力の強さが所有権を確定していた時代においては、先に強奪された者以外の全天下の強盗は、略奪者の第一世の時代からその権利を認識していた。だから、家康は全国民から「天下様」と仰がれたのである。このようにして、財布は常に強盗の手から転々

²⁰ クロムウェルが出てくるから、イギリスの国王チャールズ一世のことと見て間違いない。チャールズ一世は議会と対立したため、議会派と衝突し、議会派に敗れて処刑された。

²¹ 順徳天皇は和歌に秀でていた。

とし、強盗は互いに殺し合って財布を奪っていたが、強大な力を失った皇室はこの流血の外で傍観者である他なく、そのために万世一系に血痕を付着させることがなかっただけなのである。

將軍の末路が悲壮な割腹を常としていたのは、財布を持ってしっかりと握っていたためであり、色紙に歌を走らせる指は財布の緒を握ることにも耐えられない。乱臣賊子の国民は千年という遠い昔に強盗を働き、幕末に歴史が編纂されるようになるまで、皇室が最初の所有者であることを忘れていたのである²²。貧民は強盗に遭うことを心配する必要がない。天下の所有者としての意味を乱臣賊子の国民によって奪われた神道のローマ法王は、強盗を招く懐を持っていなかったのだ。当時の強者にとって神道のローマ法王であることができず、またその必要もなかったのは、あたかもドイツ皇帝がキリスト教のローマ法王となることができず、またその必要もなかったのと同じである。

あの木曾にいたサルスの王²³が、「予は既に法皇に勝った。(主上〔天皇〕になろうか、)法皇になろうか。法皇になろうと思っても、法師(坊主頭)になるのもおかしいだろう。」と言ったことなどは、一時の大口にすぎないのか、そうでないのかはわからない。強盗などが強大な力で天皇を財布の外に放り出した行為が徹底したものであったことは、中世においてただ一回だけ出た後醍醐天皇という英傑に向かってさえ、刃を血で塗る必要はないとして、隠岐という遠島に幽閉したことなどからもわかる。源氏はそうした態度であった。北条氏もそうした態度であった。足利氏もそうした態度であった。戦国の百年、徳川氏の三百年も全て皆そうした態度であった。——幕末の真正な国体論者は、近代の権利思想でこの略奪者を否認し、それによって革命論を唱えたものではないか。今日その国体論を継承して尊王忠君を唱える者が、幕末の革命党のように略奪に怒らず、むしろ略奪者という乱臣賊子を擁護し、万世一系はそれら略奪者が自身の恩恵に基づいて奉じてきた結果であるかのようにこじつけるのは、一体どうしてなのか。我が幕末の尊王論者は、等しく尊王である貴族階級を打倒しようとして尊王を唱えるような矛盾した発狂者ではない²⁴。維新の元勳である伊藤博文氏の『憲法義解』を見よ。まさしく明瞭に維新革命が主権の回復であると論じているではないか。回復とは喪失を前提とする。

13-4 皇統が万世一系であった理由

我々が、皇室が万世一系で続いてきたのは、血統主義と忠孝主義及び神道の信仰によると言ったのは、以上の説明によって理解できるだろう。原始時代は神道の信仰と血統主義と忠孝主義の全てにより、その勢力が及んでいた地方で奉じられていた(そしてこれは、他の全ての村落は各酋長をその三つの点から奉じていたということだから、さかのぼって

²² 原文では、「為めなり」と結んでいるが、結びとしてしっくりこないで、訳には反映させていない。

²³ 木曾義仲のこと。

²⁴ 国体論者の説に従うと、これまで乱臣賊子と位置づけてきた北条氏や徳川氏などは、なお尊王の思想を若干持っていたということになる。とすると尊王の思想を持つ者を尊王論で打破したことになるという矛盾が生じてしまうと北は言いたいのである。

論じる歴史家のいわゆる乱臣賊子が、歴史が書かれるようになった時代より前からいたことを意味する)。

歴史が書かれるようになった時代に入り、初期の君主国時代には、純粋な強者の権力によって全日本に君臨した。後に大一族による専横があったにもかかわらず、血統崇拜の良心によって万世一系は犯されることがなく、法理上君主国時代として藤原氏の支配が終わるまで奉じられていた(けれど、これは藤原氏の血統を誉れとする等しい血統主義であって、君主国時代のほとんど全てを通じて乱臣賊子が圧迫していた)。

中世史の貴族国時代に入ると、強者の争いとは無関係な「神道のローマ法王」として、衰退しつつあった神道の信仰によって奉じられていた。これは、頼朝から徳川氏に至る千年という長い間であった。千年とは今の先進国の文明に至るまでの歴史である。そうであるから、この長い間の社会の進化において、もはや皇室は血統だけによって崇拜されるものではなく、陪臣の世と言うような平等観が強力な力によって広大に拡張された。そして維新革命の「王侯、将相の地位がどうして家系、血統によるだろうか」²⁵という言葉が、まず一介の卑しい男秀吉の腕で実現されるようになった。このようにして、皇室は平等観がさらに拡張して貴族階級を打倒するようになるまで、貴族階級だけに拡張された平等観によって君主国時代の意義を失い、全く「神道のローマ法王」として宗教的誉れを持つにすぎなくなった。

もちろん我々は、革命以前は階級国家であったから、社会の組織が血統主義と忠孝主義であったことを否定するのではない。しかしながら、血統主義はむしろ天皇と同じ枝から出ているという、もしくは祖先から天下の主であったという血統の誉れによる平等観もしくは強者の権利の表白として、皇室に対する貴族階級の乱臣賊子の加担者として「桀の犬は堯にも吠える」²⁶ということの理由を示すことに他ならない。忠孝主義は経済的独立によって政治的自由を得ている貴族階級にとっては全く意味のないもので、単に他の貴族もしくは皇室と対抗する場合に経済的に従属する下層階級に向かい、対抗者を攻撃する義務を要求できるものにすぎない。——中世以後も万世一系が続いたのは、皇室に対する血統崇拜があったからではない。また、天皇に対する忠孝主義に基づくのでもない。貴族階級に対する血統崇拜とそれら「目の前の主君、父親」に対する経済的従属に基づく忠孝主義によって皇室に対する乱臣賊子が成功したこと——つまり、言わば乱臣賊子の記念なのである。

こうした意味における血統の継続は今の出雲の神官にもある。彼は国民から主権者として奉じられている者ではないが、神代から連綿と続いていると言うではないか。こうした意味における最も純粋な真の血統はインドのマラーハーナ²⁷にある。これは政治上の権力者ではなく、クインス神²⁸が此の世に現れてから三千年のうちで、わずか一回だけ傍系を養子に

²⁵ 『史記』にある言葉。王などの地位に実力や運で就くことを示す。

²⁶ 中国のことわざで、「桀犬吠堯」という(原文では「桀狗堯に吠ゆる」)。暴君桀の飼い犬は、名君堯といえども吠えるという意味から、手下が悪人である主人に忠誠を尽くすことの例えとして用いられる。

²⁷ 何を指すのか不明。ヒンドゥー教の聖典『マハーバーラタ』のことであろうか？

²⁸ ヒンドゥー教の神のようだが、このような名前の神は見あたらない。後述の文脈との関係で見ると、「ヴィシュヌ神」

して継がせたことがあるだけである。婚姻を結べるのは、インドの大皇室デルビー家²⁹に限られるという。これは、無数の傍系から傍系にあちこち移り、多くの人民の血液——殊に藤原氏の血液を計り知れないほど含んだ日本の比でないのではないか。

万世一系そのものは国民が奉じることと少しの関わりもない。秀吉は、自らをアマノヤネノミコトから多くの人民の血液と多くの傍系によって伝わってきた万世一系であると考えたが、彼の祖先はもちろん田園の卑しい女であったことは言うまでもない。穂積博士などは、皇室も国民も同じ血液であって、自らを天照大神の末裔と考える（劣った知能の持ち主よ！）ので、その祖先が徳川将軍に奉じられていないとしても、穂積家がこうした意味において万世一系であることは言うまでもない。そうではない！ 単に万世一系が、国民が奉じることと関わりはないと言うだけであろうか。国民はあまりにも乱臣賊子であって、万世一系は全てを絶望したことによる産物だからである。略奪に憤慨している維新革命の国体論者は、略奪者を弁護して自らを天照大神からの万世一系であると考えた下賤な国体論者を受け継いでいるのだ！ 真理のために十字架に昇ったキリストの後に、真理を偽ってキリストを十字架に昇らせているローマ法王がいる。国体論がローマ法王となっている今日、我々はまさしく十字架に昇った国体論者を思い、涙を流さずにはいられない。亡き人、夜の暗闇には泣くものであろう³⁰。

だから、断言するのだ——万世一系の皇統が続いてきたのは、万世の長い間国民が常に大胆で残忍な乱臣賊子であり、天皇は遠い昔にその内容の大部分を略奪され、神道のローマ法王として絶望していたからであると。まさに、万世一系は乱臣賊子を記念するものなのだ。

13-5 統治作用委任論のまやかし

十字架に昇った国体論者のため、我々に国体論者を十字架に昇らせているローマ法王について、さらに語らせよ。

有賀博士は『国法学』で言う。

「主権の作用は幕府に委任されたが、主権の本体は万世一系の天皇にあった。」と。

我々は、有賀博士を日本有数の歴史家として名を広めさせた『帝国史略』を読んでおらず、また今後もおそらくそれを拝読する光栄に恵まれないだろう。しかし、その『国法学』において日本政治史を叙説している所を見ると、従来の「こそなんめる」³¹の代わりに、主権とか、統治者とかいった法律学上の術語を用いたにすぎず、さかのぼった叙述方法をと

のことではないかと思われる。

²⁹ 何の一族か不明。前後の文脈にも不明な点が多いため、確定が困難であるが、『バガヴァッド・ギーター』の教主で、半人半神の英雄クリシュナは、ヴィシュヌ神の化身で、ヴァスデーヴァの子とされており、「デルビー家」というのは、「ヴァスデーヴァの一族」という趣旨かもしれない。

³⁰ 原文では「枯骨夜陰に泣くや。」となっている。意識を試みた。

³¹ 「なんめる」というのは、古語において断定を避ける言い回し。「~のようだ」という意味である。「こそ」は強調するときにつける助詞である。古典には「こそなんめる」という表現が多く出てくることから来ており、有賀長雄の文章には、その「こそなんめる」という表現の代わりに「主権」という言葉を使っているのではないかと皮肉っている。

ただし、「こそ」は已然形と結びつくため、文法的には「こそなんめれ」が正しい。

っていることに驚く。鎖国時代の歴史家が、歴史を進化の跡を見るものと考えていなかったことは、今日の進化に至っていない社会としては当然のことである。また、コント³²、ダーウィンが出る前のヨーロッパの歴史学が、歴史を繰り返すものと解釈していたことも、宇宙循環論という思想の枠組みを脱することができておらず、進化の一過程にあった社会としては、致し方ないところである。しかしながら、天下に先立って『社会進化論』を著し（我々はこちらも見えない）、天下に向かって現代の国法を歴史的に研究し、天皇主権論の基礎であるとしている者が、政治史が政治権力に目覚め、それが発展、拡張する順序を研究するものだと理解していないのだから、未開人であると言う他ない。

有賀博士一人に限らず、日本の全ての歴史家は進化論以後の思想で日本の歴史に臨んだことがほとんどないと思う。このようなものは歴史的研究ではない。動学式の説明でもない。キリスト教の天地創造説もしくは神道の宇宙創始説によれば、あらゆる禽獣、木、石が各々それぞれに創造されたとされる。それに従えば、人類は初めから——キリスト教ならば天地の創造から、神道ならば宇宙の始まりから——、アダム、イヴの西洋は共和制の民主国であり、イザナギ・イザナミの日本は君主国として作られたものと思ひこみ、そうして国体及び政体を時代に応じて分類することを忘れてしまうのだ。——果たしてあるのだろうか、「我が日本の国体」というものは！

むしろ我々は、進化論を理解せず、宇宙創始説を信仰して憲法学を講じているかわいらしい穂積博士の一貫した態度を賞賛する。有賀博士は穂積博士と同じく神道の信仰である宇宙創始説を思想の中核としている。それなのに、自ら歴史的研究の名を掲げて穂積博士の君主主権論を嘲笑し、「天皇主権の基礎を単に天照大神の子孫であるという事実によって定めることは、歴史を考えない俗論である。」と論破することなどは、出過ぎたまねも甚だしい。有賀博士は歴史に基づいて天皇主権論を唱える者ではない。穂積博士と同じく神道の信仰から歴史をもてあそんでいる者である。博士の罵倒は天に向かって吐いた唾であり、自分の顔を汚している。

ひょうたんから駒が出ることが因果法則として許容されていないうちは、徳川氏の武家諸法度十八ヶ条³³と禁中並公家諸法度十七ヶ条³⁴の中から有賀博士の統治権委任論が出てくる理由はない。我々は再び武家諸法度十八ヶ条と禁中並公家諸法度十七ヶ条を掲げて幕府の皇室対策をこまごま述べず、また義時、尊氏を凌駕した絶え間ない幽閉と強制的な譲位の事実を羅列しない。しかしながら、少しでも歴史的研究者の態度があるならば、皇室の圧迫に用いられたそれらの法文を逆手にとって皇室と幕府の間に委任関係があったと説明しようというような狂気に陥る道理はない。

博士は言う。「源平の時代以降、戦勝の結果によらずに支配権を得た者は徳川氏が最初である。だから、統治権を維持する理由としては、兵力以外に求めなければならなかった。

³² フランスの哲学者。実証主義的な哲学を打ち立て、社会学を創設したことで名高い。

³³ 武家諸法度は、一六一五年に徳川家康が、大名を統制することを目的として定めたもの。当初は十三条であったが、後に追加され、十九条となった。北は、「十八ヶ条」としているが、「十九条」が正しい。

³⁴ 禁中並公家諸法度は、一六一五年に徳川家康が、天皇と公家が守るべき法を定めたもので、十七条からなる。

家康は古典に通じ、国体に通じていた。一旦政権を天皇に返し奉り、天皇の委任によって幕府を編成する主義を取り、勅命を奉じて武家諸法度を制定した。」と。何という論理であろう。天皇から政権を委任してもらうために、「一旦政権を天皇に返し奉る」とは、委任されていない段階において持っていた政権を返すということであって、委任以前に徳川氏が政治上の権力者であったことを前提としているのだ。

博士は言うだろう。「秀吉が委任された政権を兵力によって奪い、それを天皇に返してさらに委任を受けたのだ。」と。我々は天皇の委任した主権の作用というものを、主権の作用を委任されていないために兵馬の権がないはずの徳川氏がどうやってそれを奪えたのかは問わない。しかしながら、古典に通じ、国体に通じていた徳川氏が委任によって支配権を得た「最初」であるとするならば、「源平の時代以降、戦勝の結果による」政治上の権力者は、主権の作用を委任された者ではないと明言することになり、統治権委任論は自殺論法となるのだ。

繰り返して言えば、有賀博士の統治権委任論は以下のようなになる。つまり、「一旦政権を天皇に返し奉り、その委任によって支配権を得た者は徳川氏が最初である」から、「源平の時代以降、戦勝の結果による」全ての幕府は、統治権を委任されたものではない。また、最初の幕府が統治権の作用を委任されたとしても、統治権の作用を委任されていない——つまり兵馬の権がない——徳川氏は、「一旦政権を天皇に返し奉った」としても、返すべき主権の作用を委任されたことがない。

しかしながら有賀博士は言っている。「兵馬の大権も理論上はなお天皇にあった。勅命によって頼朝を総追捕使³⁵、征夷大將軍に任じられ給い、追討は必ず院宣によって行わせ給うたことからそれがわかる」。「また、外交においても理論上はその権力が天皇にあった。このことは、文永九年元に服属する高麗から書状が献じられ、通交を求めてきた時、時宗が書状を朝廷に奏したという事実からわかる。」と。これは、「委任によって幕府を編成」し、「支配権を得た者は徳川氏が最初である」と言った先の主張を打ち消して、「源平の時代以降、戦勝の結果による」者も等しくともに統治権の作用というものを委任されていたとする主張である。——万国に比類のない統治権委任論よ！ 我々は敢えて頼朝が総追捕使³⁶や征夷大將軍に任じられ、また追討の時に院宣を受けていたことを否定しない。しかしそれは、博士が文字の形態、発音から考えるように、今日の天皇が陸軍大將を任命し、宣戦の勅語を発するのと同じ意味を持つものではない。神道のローマ法王と鎌倉の神聖ローマ皇帝の関係があったことによるのである。博士は当然省みるべきである。彼が総追捕使³⁷、征夷大將軍に任じられていない段階において、逆に院宣を受けてやって来た平氏を撃破した兵馬の権利は誰から委任されたのだろうか。院宣というものはどういう権利があつて、天

³⁵ 頼朝が創設した守護の前進にあたる職。

³⁶ 「総（惣）追捕使」は守護の別名であるが、頼朝は、「日本国総追捕使」とも称され、日本全土に対する実質的な権力者であることを意味する。

³⁷ ここだけ「追捕使」になっているが、「総」が脱落しているのであろう。

皇を奉じている平氏³⁸の追討を命じることができるのか。主権の本体というのは、院宣にあるのか、勅命にあるのか。有賀博士が、院宣と勅命³⁹は当時の事実からしてともに有効であったと主張するならば、これはまさに事実を重んじる歴史家の態度であり、事実上の兵馬権は頼朝が遠い昔から持っていたことを証明するものである。そうではない！ 頼朝は院宣を奉じて勅命の受けた者を皆殺しにただけでなく、院宣そのものをも眼中に置かなかった。

例えば、許しがなかったにもかかわらず、「予の家臣を征伐するのだ。主君が家臣を征伐するのに、どうして院宣を待とうか。」と言って、堂々と君主の怒りで奥羽を討ったではないか。また、我々は敢えて文永九年に元が通交を求めてきた時、時宗が奏聞したことを否定しない。しかし、それもまた博士が文字の形態、発音から考えるように、今日の天皇が外務大臣の報告を聞くのと同じ意味を持つものではない。神道のローマ法王だったからである。つまり、亀山上皇が身を捨てて伊勢神宮に祈ったため、神風が起こって元寇を一掃したと信仰されたほど神道の信仰の上に立っていた神道のローマ法王だったからである。博士は当然全てにおいて自ら省みるべきである。時宗が専制権力によって勅答を反故にし、宣戦布告は豪胆⁴⁰な相模太郎⁴¹の一喝によってなされ、そして天下は全てこれに従って戦った。これは、彼の外交権を承認したからこそその行動ではないか。

足利義満は天皇の委任による主権の作用によって外交権を行使し、中国から日本国王の地位を承認されたのか。豊臣秀吉は天皇の委任による兵馬の権というものによって朝鮮を征伐し、委任による外交権によって和睦の評議の文書を破棄し、「予は力で天下を取った。王になろうと思えば王に、帝になろうと思えば帝になれるのだ。」と言ったのか。家康の外交は開国を旨として外国貿易を自由にし、家光は厳しい鎖国政策によって国家を封鎖したが、それらは皆天皇の委任による外交権の行使だったのか。——まさに、万国比類のない統治権委任論であることよ。

委任とは合意の契約を要素とし、また定められた条件以外のものを理由として契約を解除する自由はない⁴²。詐欺によって他の財布を奪ったとか、恐喝によって財布を奪ったとかいう言語、文字はあるが、委任によって財布を奪ったとは有賀博士独特の使用法であろう⁴³。刃を使って奪った物は盗賊の盗品と名付けられているが、委任財産とは日本の法律で未だ通用していない文字、言語である。そして委任をしたものの、契約解除もしくは返還を求

38 平氏は安徳天皇を連れて都落ちした。

39 原文では、「院宣の勅命とは」となっているが、「院宣と勅命とは」の誤りであろう。「院宣の勅命」という表現は矛盾したものであるし、後に「ともに有効である」という文が続くことを考えると、両者を引き合いに出しているとは解すべきだからである。

40 原文では「胆甕の如き」となっている。頼山陽の詩「蒙古来」（『日本楽府』所収）に、「相模太郎胆甕如甕（相模太郎胆甕の如し）」という一節があり、この一節から来たものである。「胆甕の如し」とは豪胆な様を表す。

41 時宗のこと。時宗は元服後「相模太郎」と称した。

42 民法上の委任契約を念頭においているものと思われる。ただし、日本の民法においては、信頼関係を基礎にしているため、信頼関係がなくなればもはや拘束させる意味がなく、いつでも解除をすることができる（六五一条）。

43 原文では、「詐欺を以て他の財布を奪ひしものを詐欺取財、脅喝を以て奪ひしものは脅喝取財と云ふ言語文字ありて委任取財とは有賀博士のみの使用たるべく。」となっている。文字通りに訳そうとすると、意味を通じさせるのに困難が伴う。そのため、意識を試みた。

められたので、義時のように逆に無人島に委任者を追放したり、徳川家光のように三十五万の軍を率いて威嚇したりしたことなどは、何という奇怪な委任契約であったことか。主権の本体と作用が分離でき、作用を幕府に委任したと言う有賀博士よ！ 主権の本体である天皇が外交権の本体として鎖国、攘夷を命じているのに、その作用を委任された幕府が開港条約を結んだということは、本体と作用が相互に他を打ち消す自由があるという条件付きの委任契約だったのか！ 主権の本体として理論上兵馬の大権を持っていた天皇は、兵馬の大権の作用というものを北条義時に委任し、その作用によって本体を攻撃することを契約したというのか！ 主権とは、その本体を作用である自己の主権で圧倒して行使されるものなのか！ 我々が日本中世史をヨーロッパの中世史になぞらえ、それによっての天皇を「神道のローマ法王」と、将軍を「鎌倉の神聖ローマ皇帝」と名付けたのは、このためなのだ。

万国に比類のない統治権委任論よ！ 神道のローマ法王から征夷大將軍を任命されることで鎌倉の神聖ローマ皇帝が統治権の作用を委任されたものだとするならば、あのヨーロッパの神聖ローマ皇帝に冠を与えたローマ法王は、統治権の本体を持っていたのか。そしてまた当然の論理として、当時の諸侯は天皇の委任によって統治権の作用を委任された幕府からさらにその作用を委任されたのだと言うのか。それならば、今日のヨーロッパ諸国の君主は、ローマ法王から主権の作用を委任された神聖ローマ皇帝からさらにその作用を委任されたものであり、ヨーロッパ各国の今日は主権の本体とやらの存在しない空虚な浮島か。——こうした万国に比類のない統治権委任論によって考えれば、フランスもアメリカも全て「万国に比類のない国体」となり得るだろう。日本の大学教授は、足利義満の独立した「日本国王」の称号を外交権の作用を委任されたことから来る独立とするのだろう。しかしながら、アメリカの大学教授はアメリカ独立戦争が、主権の本体であるイギリス王から独立を委任されたものだとは言わない。日本の法学博士は、義時が三帝を流罪に処したことは兵馬権の作用を委任されたことからの反逆とするのだろう。しかしながら、フランスの法学博士は革命党が主権の本体であるルイ王から王自身を断頭台に昇らせる主権の作用を委任されたとは言わない。全て万国に比類のない場合には、万国に比類のない議論がある。

13-6 穂積博士の支離滅裂な主権本質論

さらに、穂積博士に有賀博士の罵倒に対する復讐をさせよ。

まさに、未開人村落の喜劇と言う他ない。穂積博士は有賀博士とともに君主主権論者であり、その論拠を原始宗教の信仰とともに日本の歴史に置くのである。そして有賀博士が穂積博士の原始宗教を罵倒しているにもかかわらず、博士自身は原始宗教の宇宙創始論によって歴史を静的に取り扱っている。穂積博士に至っては原始宗教を信仰すると標榜しているため、日本民族だけは進化の法則の外でじっと座禅を組み、今も昔も国体の変動したことはないと言う。この点では、有賀博士も同じ歴史哲学を持つ者である。けれど、こう

した点で喜ぶべき一致があるにもかかわらず、有賀博士の勢いがたまたま穂積博士に対する罵倒となったように、主権本質論の見解において穂積博士の意気もまた以上の有賀博士の解釈を根本から打ち消している。こうなると、まさしく吹き出す限りである。もちろん、両氏は君主主権論という大きな傘の下で敵であるはずはなく、有賀博士の勢いが穂積博士に向かって吐かれないのと同様に、穂積博士の意気も有賀博士を的にして吹かれた⁴⁴ものではないことは言うまでもない。——我々は敢えていたずらをするために盲者に等しい二氏を衝突するように導き、傍らで嘲笑しようとするのではない。しかし、二氏に対しては深く感謝しなければならない。つまり、穂積博士の主権本質論は、同じ君主主権論者に向かって主権の学理を示したのではなく、いわゆる政党内閣を主張する民主主義者が、事実上の共和政権を慣習憲法⁴⁵によって樹立させようとする企図に対して論じたものである。彼は言う。

「ティエール⁴⁶の『君主は君臨すれども、統治せず』という言葉は、理論としてもとるに足りない。権力は全て活動するからこそ権力なのである。活動しない権力というのは、権力の観念に反する。君主が主権者ならば、権力を実行する力を持っていなければならない。権力を実行する力がない者は主権者ではない。」と。これは、権力を実行する力がなかった中世の千年間における天皇が主権者ではなかったと言う断言である。さらに彼は言う。

「権力を実行することができない権力者というのは、自己矛盾である。権力とは、意志の働きであって、行動するからこそ権力があるのだ。権力のない主権者というのは、理論上意味をなさない。法理論として攻撃する価値もない。さらに、実際上の議論としても権力の主体と権力の作用を分けることはできない。言葉の上、説明の上においてこそ分離して考えられるが、事実上権力の本体と作用は同じ人に属するから、そうした区別は意味をなさない。権力を実行する人を権力者と言うのである。」と。これは、権力を実行する今日の天皇を権力者であると考えたとともに、幕府を権力者であると言う主張である。さらに彼は言っている。

「社会の主権が成立するのは社会的勢力による。論理的に成立するのではない。だから、歴史を読む時、往々にして主権の所在が不明なことがある。ある時は君主が主権者であるが、君主といえども貴族、豪族に擁されるようになって、実権は豪族の手にあることもある。ある時は、君主と国会が合体して主権者となるという観念を持つこともある。主権⁴⁷の実際は必ず君主にあるのか、国会にあるのかについては、判然としない場合が多い。これは主権の性質がそうさせるのである。主権は社会的勢力である。社会の成立は種々の原因によって定まる。だから、歴史の結果として国民が主権の所在する所を確信し、喜んで権

⁴⁴ 原文のとおり訳すと、このようになるが、対句表現としては据わりが悪いし、「的」という表現に必ずしも合っていない。おそらく、「吐く」の誤りであろうが、さしあたり原文のまま訳す。

⁴⁵ 美濃部などは「理法」という非制定法的な要素を重要視し、「理法」に沿った憲法解釈をせよと主張する。そして「理法」が進展したときには、憲法解釈を変遷させなければならないとしており、慣習憲法を重視していたと思われる。

⁴⁶ ティエールは、一八三〇年のフランス七月王朝における自由主義政治家。立憲君主制の理論家として知られる。

⁴⁷ 原文では、「歴史」となっているが、「歴史の実際」という表現は聞き慣れないし、主権の所在がどこにあったかを論じている文脈に合わない。「主権」の誤りであろうと考えられるため、訳文では「主権」と修正した。

力に服従する所を主権の所在とする他ない。」と。これは、もちろん君主国、貴族国、民主国という三つの時代の進化を理解する以外の意味を持った見解ではない。しかし、主権⁴⁸の実際云々といった文字からは、日本国の主権は決して万世一系に固定されず、常に動揺していたとの歴史解釈であることが明らかに認められる。

これはまさしく乱臣賊子の権力を追認するものではないか。義時の墓に向かって、徳川氏の霊廟に向かって主権者の称号を奉るものではないか。ああ、忠臣穂積氏の墓よ！

このような主権本質論は、「天皇の御謀反」と名付け、義時の権力の下に喜んで服従していた北条氏の時代ならば成り立つだろう。家康を「神君」と言い、全ての将軍を「天下様」と称して、喜んで権力に服従していた徳川氏の時代ならば成り立つだろう。尊王屋、忠君業を営む者として天下に広く知られている穂積八束氏その人の口から、乱臣賊子の追認の言葉が出るとはあきれ他ない。私一人だけは穂積博士を現在の国体を一変させ、政体を変更させ、したがって重大な国家機関の一つである天皇を打倒するに至る復古的革命家であると言う。しかし世間一般の人は、博士の憲法学を誤って解釈し、博士を勤王的な法律家と呼んでいる。死後は必ず伊藤博文氏のとおりで少し謙遜して小さくなり、黄色の物質を奉じた銅像として建てられ、誉れのある名を湊川神社がある限りとどめることを期待しているのである。それなのに、権力のない主権者というのは理論上無意味であると言い、国民が喜んで服従する所を主権の所在とすると言うとは何という乱臣賊子ぶりであろうか。しかも、「国家主権は万世一系の皇位にあり、他に移らなかったことで我が国体を形成している。」と言っている。もし銅像が建てられるならば、必ず両頭が必要であり、そして各々の頭に黄色の脱糞が必要だろう。

我々は、理由もなく法科大学長で帝国大学教授の法学博士を侮辱し、もてあそんでいるのではない。もし貴族階級と苦闘した幕末の国体論者のように、貴族らという乱臣賊子が天皇の主権を略奪していたことを認め、その略奪のせいで皇室が主権を奪われていたと主張するならば、議論を抜きにして我々は体全体で同情に傾くだろう。また、あの伊藤博文氏が維新の功臣であるという理由で、「維新革命は主権を回復したものである」と主張しようとも、それは彼らが手柄に対して満足を表白しているにすぎず、強者は自己の権利が何に基づいているのかを説明する理論を持っていなければならない。もちろん、伊藤氏がこうしたことを主張する『憲法義解』が誤っていることは言うまでもない。

しかしながら、穂積博士が彼の『憲法義解』を鼻筋に奉じて大学の講壇に上る時、それは彼のような強者の榮譽を表白するものではなく、奴隷であることを表白するものなのだ。幕末の国体論者ならば、主権の略奪者に怒り、その者を許さないだろう。それなのに、あたかも⁴⁹幕府主権論者の口ぶりで、「権力のない主権者というのは理論上無意味である。」と言い、「国民が喜んで服従する所を主権の所在とする。」などと言っており、まさしく志士

48 前注参照。

49 原文では「恰ど」となっており、〔もカ〕と注記されている。ここは指摘の通りであることが一見して明らかなので、修正を行った。

の忠魂を侮辱し、もてあそんでいる行為である。幕末の国体論者は幕府が権力者であることを認めた。しかしながら、それは打倒するための認識であり、穂積氏のような主権本質論で幕府の膝下にひれ伏すための弁護論ではない。我々はまさしく疑う——こうした主権本質論から、「国家主権は万世一系の皇位にあり、他に移らなかったことで我が国体を形成している。」という歴史解釈がどうして産まれるのか。さらに詳しく見よ。

「近代ヨーロッパ諸国の基礎は、封建制度の分裂、独立から形成された。我が国においては封建制度が衰えて諸侯が権力を失い、中央の朝廷が再び権力を回復して統一した。これを我が明治維新の大業とする。ヨーロッパ⁵⁰の封建制度はこれと正反対の結果をもたらした。封建制度が衰えるに従って、中央の皇帝は完全に権力を失い、とうとう地方の大諸侯が小諸侯を併呑し、自立して独立国を作った。今日のヨーロッパ諸国は、中世には神聖ローマ皇帝の下に属する諸侯であった。それなのに、中央の政府は滅亡して諸侯は独立した。日本において言うならば、あたかも維新後薩摩、長州のような数多くの独立国に分かれたのと同じ有様である。」と。

全てが矛盾している。「諸侯が権力を失う」というのは、諸侯が権力を持っていたことを前提とし、「中央の朝廷が再び権力を回復した」というのは、天皇が権力を喪失していたことを前提とする。「国家主権は万世一系の皇位にあり、他に移らなかったことがない我が国体」であったならば、維新革命によって他に移ることがなかった「主権を回復する」というのは人類の言語ではない。彼は天皇主権論を唱えるのか、それとも幕府主権論を唱えるのか。彼にヨーロッパのように中央の神聖ローマ皇帝が滅び、地方の諸侯が自立した悪夢を見させよ。目覚めた彼は君臣一家論も、忠孝一家論も、神道の信仰もあらゆることを捨て、「権力のある所が主権のある所である」として、薩摩、長州の君主の下に参じて、乱臣賊子の頭で天皇主権論を否認するだろう。つまり、こうした主権論は純粋な強力説であり、神道的憲法論の主権論のような宗教道徳とは別の基礎に基づくのである。まさに、穂積博士を考えるにあたっては、両頭の怪物を想像する他ないのだ。

ああ、両頭の怪物の穂積八束氏よ！ 彼の両肩にある頭はそれぞれを肯定し、否定している。右の頭が神道を宗教として信仰すると言えば、左の頭は神話の科学的研究をしていると言う。左の頭が幕府主権論を唱道していると言えば、右の頭は天皇主権論を説いていると言う。いや！ 彼の左肩の頭は国家主権論を信じ、右肩の頭は天皇主権論を説く。つい先ほど引用した彼の主権本質論と前の法理論で掲げた彼の主権の説明を見よ。「主権とは社会的勢力である」というつい先ほどの命題⁵¹は、まさしく国家主権論の思想であり、君主主権論の説明である「主権は君主固有の力である」という命題を打ち消すものである。主権が社会的勢力であるならば、社会が主権の主体となるはずであり、君主固有の力であるとするならば、君主の死とともに死に絶えるだろう。——この互いに対抗する法律学界の二

⁵⁰ 原文では「欧」の一字だけである。文脈からすると、明らかに「欧州」とすべきだが、〔欧州カ〕との指摘はない。穂積の文章に脱落があるからなのだろうか。

⁵¹ 原文では「名題」となっていて、〔ママ〕と注記されている。文脈からして「命題」であろう。そう読めば、必ずしも理解不能ではない。

大思想を同時に盗み取ることは、どうやってすればできるのかなどと考えてはいけない。我々は両頭の怪物を想像してようやく理解できるのである。「上智と下愚とは移らず」⁵²というのは、上智は自分が賢いことを知る知識を持っているが、下愚は自分が愚かであることを知る知識さえも持っていないということを意味する。穂積博士はもちろん自分が愚かであることを知る知識を持つ者ではないが、自分が賢いことを知る知識を持っているので、我々は博士がどちらに属するのかわからない。

しかしながら、こうした両頭の怪物が帝国大学の講壇を独占するため（そして近時、大学の神聖を唱えているから、笑ってしまいたくなる。）、大学の卒業生という者が嘲笑の材料とされる。さらに大日本帝国の意志を表白する重大な機関である司法、行政の登龍門に立ちだかっているため、思想の独立を最上の権威とする若手の学者がまさしく韓信⁵³の忍耐で彼の股をくぐって過ごす他ないのである。未開人の村落でなければ、こうした両頭の怪物はいない。

重ねて感謝しよう。我々が有賀博士と穂積博士を対抗させたのは、決して盲者を衝突するように導いて、傍らから嘲笑するといった聞き分けのない子供のいたずらをしようとするためではない。頼山陽⁵⁴の『日本外史』の苦心をどうして彼らが推察できるだろうか。

13-7 中世の天皇の存在意義

それならば、日本の中世における天皇は「神道のローマ法王」である以外に何らの意味もなかったのか。いや、我々は信じている。天皇はそれ以外に幕府、諸侯と等しく統治権を持っており、ただ力の強さという点で劣っていただけだと。つまり、幕府、諸侯が所有する土地、人民の上に統治権を持っていたのは、有賀博士の統治権委任論のように、天皇の委任された統治権の作用によるのではなく、各々統治権者であったことによるということである。穂積博士の主権本質論のように、他の強大な力で圧迫されたことがあったとしても、維新以前の天皇はその内容の全てを幕府に奪われ、幕府だけが日本の統治者であったと言うのでもない。将軍、諸侯、天皇の各々全てが統治者であったということである。

我々が国体を進化に応じて分類すると主張するのは、この点にある。つまり、維新革命以前の国家は「家長国」という別種の国体であり、必ずしも一国に一つだけ主権があるのではない。多くの統治者が所有する国土及び人民を自己の利益と目的のために私有財産として処分していたからである。つまり、この財産権の主体を統治者と言い、財産権の行使を統治と言うのである。今日のように、国家の目的と利益のために国家自身が統治する主体であるということとは大いに意味を異にする君主主権の国体だったのだ。そして最初は、近畿地方の国土及び人民の上では天皇一人が所有権者であり、君主国の時代であった。と

⁵² 『論語』の陽貨篇にある言葉。最上の知者と最下の愚者とはいかに修養しても入れ替わることがないという意味。

⁵³ 漢初期の武将。劉邦に従って大將軍に出世し、各地の勢力を滅ぼし、さらに項羽を孤立させて天下を平定した。青年時代、衆人の前で、ならず者の言うままに股をくぐらされるという辱めを受けたが、それを堪え忍んだという故事がある。

⁵⁴ 江戸時代後期の儒学者。朱子学の尊王論の立場から書いた『日本外史』は名著と名高い。

ころが、天皇の血統の分家が次第に地方に侵略し、土豪となり、群雄となって国土及び人民を所有するようになり、日本全国の上に無数の君主が生まれた。これが、頼朝以後の貴族国の時代であった。つまり、歴史的記録が生まれてから維新革命に至るまでの千数百年間は「家長国」である。初めのうちは小さな区域にとどまっていたものが次第に大きな区域に拡張し、初めのうちは一人の家長君主だったものが次第に多くの家長君主となって対立し合うようになった。そして古代及び中世を通じた権利の決定は力の強さによるものであった。

だから、皇室が最初の強大な力を持つ者として小さな地方の国土、人民の上で家長君主であったが、さらに皇室の血統の源平、足利、徳川などが地方の国土人民の上に家長君主となるに至り、故人の権威を力の強さによる決定に求めた。つまり、貴族国時代の貴族とは、将軍とか、群雄とか、諸侯とかいう種々の名称があるにもかかわらず、所有する国土、人民の上に絶対無限の権利を持っていた家長君主だった点では、全てことごとく同じであった。そして天皇も中世に至っては神道のローマ法王であるという意味以外に、所有する土地、人民の上に無限絶対の権利をもっていたことは疑いがない。

もちろん、中世史の後半——つまり、戦国時代の百年から徳川氏の三百年に至るまでは、完全に神道のローマ法王である以外に何の権利も残っていなかったかのように考えられるが、貧しくて困窮していた間においてもなお哀れな公卿を家臣として持ち、徳川氏から無限の圧迫を受けながらも、少しばかりの土地を与えられていた。だから、法理上その土地、人民の上に家長君主としての絶対的な権利を持っていたことは事実である（なお、『生物進化論と社会哲学』において君主国、貴族国、民主国の進化を社会哲学の上から論じた所を見よ）。貴族国時代の貴族は決して今日の「華族」という者と同じ特権を持った国民ではない。所有する土地、人民の上に絶対的な権利を持っていた「君主」である。つまり貴族国時代とは、こうした「君主」が抗争したり、合同したりしながら、数多く存在していた時代のことである。

彼らは天皇の血統という誉れによって、まず社会の一分子が実現させたものを少数階級に及ぼし、君主国時代の君主と同じ平面にまで進化してきたのである。しかしながら、この理由は有賀博士の統治権委任論を否定するものであるが、天皇を統治者ではないと論じる穂積博士の主権本質論を肯定するものではない。諸侯、将軍はともに君主であった。しかしながら、天皇もともに君主だったことは歴史上の事実である。ただ、「主権」という文字を本来の意義——つまり「最高の統治者」、「統治者の上の統治者」、「君主の上の君主」の意義——で理解するならば、これはまさしく王覇の弁が論争された理由であり、一つの問題でもある。

13-8 主権者は不変ではない

この問題に対する零点の答えは穂積博士の答えである。「主権の所在が不明である時は、国家が動揺している時である。」と。彼は『憲法大意』で定義しているように、「国権とは

国を統治する主権である。」というほど主権本来の意義を忘却し、一国に一つしか統治権がない現代の国家枠組みで中世史を考えるならば、単に日本中世史に限らず、ヨーロッパのものも同じことになる⁵⁵から、近代を理解する唯一の道である全ての中世史は、国家学の研究の外に漏れることになるだろう。かつ国家は常に進化してとどまらないものであるから、常に動揺するだろうし、穂積博士は憲法学の匙を投げる他ないであろう。

「主権」という文字は、中世が到来したことによって多くの君主、統治者が存在したので、誰が「君主の上の君主」、「統治者の上の統治者」であるかを表すために用いたものであり、「最高権」ということを意味する。今日の国家においては、たとえ君主主権論を取ろうとも、また国家主権論を取ろうとも、君主もしくは国家以外に権利の主体となるものが一つもないから、「最高権」というものはない。「最高権」の意義があるということは、つまり最高でない権利の主体が存在することを意味するのであり、それが家長国の中世史なのである。それならば、万世一系の天皇は日本の中世史において主権者——つまり最高権を持った統治者の上の統治者、君主の上の君主——だったのだろうか。

王覇の弁は、主権の所在の決定であると理解しなければならない。それはつまり、王者が大名という統治者の上の統治者として最高権を持っているのか、覇者が諸侯という君主の上の君主として最高権を持っているのかという論争である。しかしながら、仮に幕府主権論者の荻生徂徠⁵⁶らの見解をとるとしても、足利時代の幕府は当初の尊氏の頃から群雄の上に最高の統治権を振るっていた主権者ではなく、徳川氏の末期は長州、薩摩の統治者の上に最高権を発動することができず、皇室が強大さを増しており、従来のように圧迫することができなかつたから、当時の幕府を主権者であると言うことができない。

また、仮に天皇を栄誉の源泉とし、この栄誉権を留保していたということを理由として国学者のように天皇主権論を唱えても、栄誉権の行使が常に兵馬の権利によって阻害され、なおかつ栄誉権の本体である天皇が兵馬の権利を持つ者の自由によって改廃されていたから、ある時代においてはこの意味における主権者として議論の貫徹できない所がある。加えて、強大な力が正義として全てを決定していた時代には、天皇御謀反という言葉がある。今日においても、国際間はなお多くの力の強さによる権利で決されるから、兵馬の権利で主権国と非主権国を分類する第一要素に挙げる思想からすると、天皇主権論で千年間を一貫させることは困難である——我々は断言する。主権とは、数多くの家長君主らが抗争する間に生じる勢力の盛衰のことであり、主権者はその時代、時代によって決定され、決して不変のものではないと。

だから、我々はこうした意味の主権論と無関係に諸侯、幕府が各々統治者である君主となり、天皇もまた決して統治者であるという性質を失ったことがないと断言したい。つまり、天皇は天皇として君主であった。そして社会の進化は平等観の拡張となり、貴族階級

⁵⁵ 現代の枠組みで中世史を見ると、日本の中世史のみならず、ヨーロッパの中世史においても、主権者が誰であったのか理解不能になってしまうということ。

⁵⁶ 原文では「物徂徠」となっている。荻生徂徠は(かなり疑わしいが)物部氏の家系に属するとされ、「物徂徠」と呼ばれる。よって、本文では「荻生徂徠」とした。

が天皇を模倣してそこへ到達することに努力し、群雄諸侯は皆それぞれに進化し、それぞれの範囲内で君主となったのである。

だから、我々は幕末の国体論者のように、幕府、諸侯が天皇の統治権を略奪し、天皇は実質のない空と名付けられたのだと考えるものではない。しかしながら彼らは、国民はことごとく天皇に尊王、忠君であることを要求として唱道したのであり、今の国体論のように幕府、諸侯の略奪を弁護し、彼らを尊王、忠君であると賞賛したために斬られたのではなかった。彼らは国民が万世一系を奉じることがを要求として言った。しかしながら、万世一系が国民の尊王、忠君によって奉じられた事実があるから、落ちぶれて、極めて悲惨な状況に達したと悲しみ嘆いたのではなかった。彼らは、落ちぶれて、悲惨な万世一系の継続を橋の土に伏して眺めた時、これは国民が万世にわたって欠けることなく乱臣賊子であったため、全てを絶望した罪悪の記念であると感じたか否かはわからない。しかしながら、万世一系は皇室一家だけの誉れと言えるものであり、国民が奉じた効果でないことだけは確実にわかる。ああ、国体論はとうとうローマ法王となった。そして国体論の精神を伝える真の国体論者を逆に十字架に昇らせようとするのか！

我々は国体論の名においてローマ法王の教義を拒絶し、万世一系を指して明らかに告げよう。これは皇室の深く厚く徳を建ててきたことから来る皇室の誉れであって、国民にとっては億兆が心をつにして万世にわたって欠けることなく乱臣賊子となって働いた歴史的ピラミッドなのだ。